

市・県営住宅 入居申込み案内

申込みができる人

[※1 : 控除額]

1. 収入基準を超えないこと

- ・世帯収入月額が 158,000 円以下 (老人世帯や、障がい・未就学児童のいる世帯は 214,000 円以下) であること。
- ・収入月額の算出方法

$$\text{収入月額} = (\text{所得金額} - \text{控除額} [\text{※1}]) \div 12 \text{ヶ月}$$

※申込みの際に、世帯全員 (中学生以下を除く) の「課税証明書」を提出していただきます。

控除の種類	控除額
同居者控除	38 万円
障がい者控除	27 万円
特別障がい者控除	40 万円
特定扶養親族控除	25 万円
老人控除扶養控除	10 万円
寡婦 (夫) 控除	27 万円

2. 現に住宅に困窮していること

持家がなく、以下の①から⑧のいずれかに該当する方

- ① 住宅以外の建物に住んでいる方
- ② 保安上危険若しくは衛生上有害な住宅に住んでいる方
- ③ 他の世帯と同居していて著しく生活上の不便を受けている方
- ④ 住居が無いために親族と同居できない方
- ⑤ 非常に狭い住宅等に住んでいる方
- ⑥ 正当な事由により立ち退きの請求を受けている方 (自己の責任による立ち退きを除く)
- ⑦ 住宅が無いために著しく遠隔地から通勤している方
- ⑧ 収入に比べて著しく過大な家賃を支払っている方

3. 市町村税を滞納していないこと。

※申込みの際に、「納税証明請求書」(市外在住の方は「納税証明書」)を提出していただきます。

4. 申込者本人及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

※申込みの際に、暴力団員ではないことの確認を行います。

5. その他

- ・単身の方でも入居申込みは可能ですが、申込み可能な住戸規格は 55 m²以下の住戸となります。ただし、松代・松之山地域の全ての市営住宅及び県営住宅は申込みが可能です。詳しくは「十日町市公営住宅一覧表」をご確認ください。
- ・入居者の決定については、先着順や抽選ではなく、選考により決定します。

家賃について

入居者の収入や、住宅の立地条件・規模・築年数等の便益に応じて、年度ごとに算定されます。今年度の月額家賃は、「十日町市公営住宅一覧表」をご確認ください。

裏面もご覧ください

応募についての留意事項

1. 入居申込書に偽りの記載がある場合は、入居決定が取り消されます。
2. 入居に際しては、連帯保証人（1名）が必要となります。
3. 入居時に、家賃の3ヶ月分の敷金を納入していただきます。
4. 猫、犬等ペットの飼育はできません。
5. 照明器具、ガスレンジ等は各自で用意してください。
6. 浴槽、風呂釜が無い住宅については各自で用意してください。
7. 入居時に申請した同居者以外をその後に同居させようとする場合は、市の承認が必要です。また、同居により、世帯の収入が一定の基準を超える場合は、同居できないことがあります。
8. 入居後5年以上経過し、2年連続して一定の収入基準を超えると、住宅を退去していただくかなければなりません。

住宅の申込みについて

市報等でお知らせしますので、募集期間中に申込みをしてください。

- 申込み先・問合せ先 十日町市役所（本庁）都市計画課 建築住宅係
☎ 025-757-9935（直通）

※ 各支所での受付は行っておりませんのでご注意ください。

～～ 申込みにあたって ～～

●公営住宅は家賃の安いアパートではありません

条例に『入居者の保管義務（住宅の使用について必要な注意を払い、正常な状態において維持しなければならないこと）』が定められています。つまり、公営住宅の入居者は、自分が入居する部屋は言うまでもなく、住宅敷地や共用スペース・共同設備も含めて、住宅の日常的な管理（清掃、除草、除雪、門払い、軽微な修繕など）をしなければならない、という意味です。民間のアパートの中には、管理費を徴収してこれらの管理を代行している場合がありますが、公営住宅では入居者自身がこれらの管理を担います（このため、市では管理費を徴収しません）。

●公営住宅は“公共の財産”です

公営住宅を管理・運営するための財源（資金）は、入居者の家賃だけではなく、市民から納められた税金と国や県からの補助金なども充てられています。このことから、公営住宅は『市民全体の財産』に位置づけられています。入居者にさまざまな制限や義務が定められているのはこのためです。

●公営住宅は“共同生活の場”です

公営住宅は、棟・団地が1つのコミュニティ（社会共同体）です。また、住宅敷地や共用スペース・共同設備などは入居者全体で管理するため、個々の入居者に制約があったり、入居者全体での作業や費用負担があったりします。このため、『入居者同士の理解・協力・協調』が必要不可欠です。「家賃さえ納めておけばいい」という考え方では、他の入居者に迷惑をかけることになります。

●入居者は“地域・自治会・町内の一員”です

公営住宅は“住居”であり、入居者は“地域住民”です。つまり、公営住宅とその入居者も、他の世帯・住民と同じく『地域・自治会・町内の構成員』です。ですので、側溝等の清掃や共同施設の除草・雪囲いなどの地域活動への参加・協力が免除されるわけではありません。